松ケ丘、瑞ケ丘、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、花屋敷、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、金井町、亀井町、口谷西、口谷東、御所の前町、寿町、小浜、高司、高松町、東洋町、長尾町、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、雲雀丘、平井、平井山荘、星の荘、三笠町、南ひばりガ丘、美幸町、売布東の町、山手台西、山手台東、山本台、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南及び弥生町」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年二月十日から施行する。